



新たな外国人材の受入れ制度が、平成31年4月1日からスタートしました。具体的には在留資格に「特定技能」を新設し、即戦力となる外国人を受け入れることが可能になりましたが、この制度を利用するには多くの制約があります。また、この制度を理解するには、外国人技能実習制度についても理解をしていないと、適切な制度利用ができないことから、外国人技能実習制度と新たな外国人材を受け入れるための新しい在留資格「特定技能」の新設についてご案内いたします。

## 1. 外国人技能実習制度

### ■技能実習制度の概要

(1) 技能実習制度とは

- 国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度です。
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は直接雇用関係の下、国内の労働関係法令が適用されます。
- 平成29年に見直され、従来不明確・不十分であった内容を踏まえ技能実習制度の適正化と拡充を中心に見直しが行われています。

見直しの詳細については、厚生労働省HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497670.pdf>

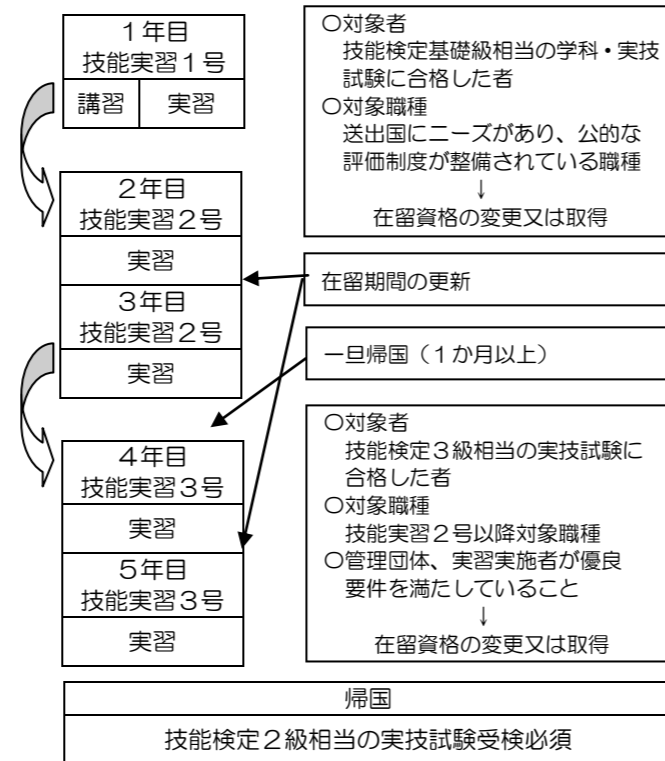
「外国人技能実習制度について」をご参照ください。

(2) 技能実習制度の仕組み

- 受け入れには「団体監理型」と「企業単独型」の2つのタイプがあります。
- 団体監理型は、非営利の監理団体が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施します。
- 企業単独型は、日本の企業等が海外の現地法人や要件を満たす取引先企業の職員を受け入れて、技能実習を実施します。

- 平成29年の見直しで、新たに外国人技能実習機構が創設され、監理団体はこの機構から監理団体の許可を受け、実習実施者と作成した技能実習計画について認定を受ける必要があります。
- 技能実習計画の認定を受け、監理団体が在留資格認定証明書の交付申請を行い、認定証明書が交付されて初めて技能実習生の受け入れが可能です。

(3) 技能実習の流れ



- 平成29年の見直しで、優良な実習実施者・監理団体に限定して第3号技能実習生（4～5年目の技能実習の実施）が可能となりました。

「法務省・厚生労働省『外国人技能実習制度について』より引用」

- 「技能実習2号」を良好に修了した者が「特定技能1号」の資格を取得する場合には、原則として技能試験及び日本語能力試験が免除となります。但し、技能実習の職種・作業が特定技能の対象分野・業務となっていることが前提となります。

## 2. 在留資格「特定技能」

### ■新たな外国人材の受入れ制度

深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格に「特定技能」を創設しました。

(1) 創設された在留資格の種類

「特定技能1号」

特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認※
- 日本語：生活や業務に必要な日本語能力を能力水準 試験等で確認※
- 家族帯同：基本的に認めない
- 受け入れ機関又は登録支援機関による支援の対象  
※技能実習2号を修了した外国人は原則として試験等を免除

「特定技能2号」

特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

(2) 特定産業分野 【○：可、－：不可】

特定産業分野	特定技能1号	特定技能2号
1 介護	○	－
2 ビルクリーニング	○	－
3 素形材産業（部品を作る産業）	○	－
4 産業機械製造業	○	－
5 電気・電子情報関連産業	○	－
6 建設	○	○
7 造船・船舶工業	○	○
8 自動車整備	○	－
9 航空	○	－
10 宿泊	○	－
11 農業	○	－
12 漁業	○	－
13 飲食料品製造業	○	－
14 外食業	○	－

(3) 特定技能1号受け入れに伴う支援要件

受け入れ機関は特定技能1号を受け入れる為、以下の10項目の支援計画を作成し、支援を行わなければならない。

①事前ガイダンス
②出入国する際の送迎
③住居確保、生活に必要な契約支援
④生活オリエンテーション
⑤公的手続等への同行
⑥日本語学習の機会の提供
⑦相談、苦情への対応
⑧日本人との交流促進
⑨転職支援（人員整理等の場合）
⑩定期的な面談、行政機関への通報

なお、受け入れ機関は登録支援機関に上記要件の全部又は一部の実施を委託することができるとし、登録支援機関は以下のアドレスより確認できます。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00205.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00205.html)

「出入国在留管理庁『在留資格「特定技能」について』より引用」

※技能実習生は直接雇用関係の下、労働時間・割増賃金・社会保険など国内の労働関係法令が日本人と同様に適用されますが、技能実習生の失踪や不正行為を行う受け入れ機関が存在するなど、法務省・厚生労働省が監督指導・送検を行っています。技能実習制度とそれに関連した新たな在留資格である特定技能の正しい運用が必要です。



新緑の輝く5月となりました。

新元号「令和」がついに始まり、今までにない大型のGWも明け、新たな気持ちで仕事に取り組んでいく方も多いのではないのでしょうか。弊社名古屋オフィスは4月22日に事務所を移転し、以前より広く綺麗な環境となり、職員のモチベーションも上がっております。職場環境と仕事の生産性、両方の向上を意識し、これからも、より良いサービスの提供に精進してまいります！

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 名古屋オフィス  
〒450-0002

名古屋市中村区名駅5丁目25-8 第二友豊ビル4F  
Tel: 052-414-5836